

議案第26号

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第1回)

平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成26年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ19,475千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,541,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月26日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 2,705,395	千円 21,285	千円 2,726,680
	1 国民健康保険税	2,705,395	21,285	2,726,680
4 療養給付費等交付金		555,911	△1,810	554,101
	1 療養給付費等交付金	555,911	△1,810	554,101
歳 入 合 計		10,522,270	19,475	10,541,745

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 予 備 費		千円 42,053	千円 19,475	千円 61,528
	1 予 備 費	42,053	19,475	61,528
歳 出 合 計		10,522,270	19,475	10,541,745

議案第26号資料1

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,705,395	千円 21,285	千円 2,726,680
	1 国民健康保険税	2,705,395	21,285	2,726,680
4 療養給付費等 交付金		555,911	△1,810	554,101
	1 療養給付費等交付金	555,911	△1,810	554,101
歳入合計		10,522,270	19,475	10,541,745

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		千円 1,467,616	千円 0	千円 1,467,616
	1 後期高齢者支援金等	1,467,616	0	1,467,616
6 介護納付金		644,317	0	644,317
	1 介護納付金	644,317	0	644,317
12 予備費		42,053	19,475	61,528
	1 予備費	42,053	19,475	61,528
歳出合計		10,522,270	19,475	10,541,745

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△847	847
		△847	847
		△963	963
		△963	963
			19,475
			19,475
		△1,810	21,285

2 歳入

款 1 国民健康保険税

項 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 2,513,605	千円 19,475	千円 2,533,080	2 後期高齢者支援金分現年課税分	千円 12,664
				3 介護納付金分現年課税分	6,811
2 退職被保険者等国民健康保険税	191,790	1,810	193,600	2 後期高齢者支援金分現年課税分	847
				3 介護納付金分現年課税分	963

款 4 療養給付費等交付金

項 1 療養給付費等交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 療養給付費等交付金	千円 555,911	千円 △ 1,810	千円 554,101	1 現年度分	千円 △ 1,810

説	明	千円
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	12,664
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	6,811
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	847
1 現年度分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	963

説	明	千円
2 後期高齢者支援金分 (国民健康保険法附則第7条)	(保険年金課) △	847
3 退職者介護納付金分 (国民健康保険法附則第7条)	(保険年金課) △	963

3 歳 出

款 3 後期高齢者支援金等

項 1 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者支援金	1,467,500	0	1,467,500			△ 847

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円 847		千円	千円

款 6 介護納付金

項 1 介護納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護納付金	644,317	0	644,317			△ 963

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 963		千円	千円

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	42,053	19,475	61,528			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 19,475		千円	千円

平成26年度

小金井市 国民健康保険特別会計 第1回補正予算 説明資料

1 国民健康保険特別会計 第1回補正予算後の比較	1
2 小金井市国民健康保険税改定内容〔賦課限度額〕(案)総括表	5
3 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)・(答申)	7
4 国民健康保険税算定表	9
5 平成25年度第4回国民健康保険運営協議会資料	14

※「1 国民健康保険特別会計 第1回補正予算後の比較」及び「4 国民健康保険税算定表」の資料は、補正予算(第1回)後の予算額について、当初予算説明資料の中にある資料の補正後の資料として、作成したものです。

※「2 小金井市国民健康保険税改定内容〔賦課限度額〕(案)総括表」の資料は、「5 平成25年度第4回国民健康保険運営協議会資料」の中の資料と同一の資料が重複しています。

1 国民健康保険特別会計 第1回補正予算後の比較

(歳入)

単位：千円、%

款	項目	節	細説	平成25年度 当初予算	平成26年度 当初予算	平成26年度 補正予算後	25年度・26年度補正後 比較	
							増減額	増減率
1	国民健康保険税			2,454,028	2,705,395	2,726,680	272,652	11.1
	1	国民健康保険税		2,454,028	2,705,395	2,726,680	272,652	11.1
		1	一般被保険者国民健康保険税	2,273,415	2,513,605	2,533,080	259,665	11.4
			1 医療給付費分現年課税分	1,415,172	1,519,033	1,519,033	103,861	7.3
			2 後期高齢者支援金分現年課税分	570,102	616,220	628,884	58,782	10.3
			3 介護納付金分現年課税分	159,651	237,660	244,471	84,820	53.1
			4 医療給付費分滞納繰越分	79,143	80,850	80,850	1,707	2.2
			5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	37,680	45,976	45,976	8,296	22.0
			6 介護納付金分滞納繰越分	11,667	13,866	13,866	2,199	18.8
		2	退職被保険者等国民健康保険税	180,613	191,790	193,600	12,987	7.2
			1 医療給付費分現年課税分	102,465	104,066	104,066	1,601	1.6
			2 後期高齢者支援金分現年課税分	43,000	42,783	43,630	630	1.5
			3 介護納付金分現年課税分	29,516	41,206	42,169	12,653	42.9
			4 医療給付費分滞納繰越分	4,200	2,068	2,068	△ 2,132	△ 50.8
			5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	881	1,049	1,049	168	19.1
			6 介護納付金分滞納繰越分	551	618	618	67	12.2
2	使用料及び手数料			1	1	1	0	0.0
	1	手数料		1	1	1	0	0.0
		1 総務手数料		1	1	1	0	0.0
3	国庫支出金			2,086,969	1,997,806	1,997,806	△ 89,163	△ 4.3
	1	国庫負担金		1,986,968	1,972,805	1,972,805	△ 14,163	△ 0.7
		1	療養給付費等負担金	1,922,995	1,891,774	1,891,774	△ 31,221	△ 1.6
			1 現年度分	1,922,994	1,891,773	1,891,773	△ 31,221	△ 1.6
			1 療養給付費負担金	1,318,416	1,241,232	1,241,232	△ 77,184	△ 5.9
			2 後期高齢者支援金負担金	416,703	444,360	444,360	27,657	6.6
			3 介護納付金負担金	187,875	206,181	206,181	18,306	9.7
			2 過年度分	1	1	1	0	0.0
		2	高額医療費共同事業負担金	46,304	63,555	63,555	17,251	37.3
		3	特定健康診査等負担金	17,669	17,476	17,476	△ 193	△ 1.1
	2	国庫補助金		100,001	25,001	25,001	△ 75,000	△ 75.0
		1	財政調整交付金	100,001	25,001	25,001	△ 75,000	△ 75.0
4	療養給付費等交付金			394,341	555,911	554,101	159,760	40.5
	1	療養給付費等交付金		394,341	555,911	554,101	159,760	40.5
		1	療養給付費等交付金	394,341	555,911	554,101	159,760	40.5
			1 現年度分	394,340	555,910	554,100	159,760	40.5
			1 退職者医療給付費分	307,456	474,512	474,512	167,056	54.3
			2 後期高齢者支援金分	85,118	78,874	78,027	△ 7,091	△ 8.3
			3 退職者介護納付金分	1,766	2,524	1,561	△ 205	△ 11.6
			1 過年度分	1	1	1	0	0.0

5	前期高齢者交付金	1,897,930	2,136,545	2,136,545	238,615	12.6
1	前期高齢者交付金	1,897,930	2,136,545	2,136,545	238,615	12.6
1	前期高齢者交付金	1,897,930	2,136,545	2,136,545	238,615	12.6
1	現年度分	1,897,929	2,136,544	2,136,544	238,615	12.6
2	過年度分	1	1	1	0	0.0
6	都支出金	732,400	684,444	684,444	△ 47,956	△ 6.5
1	都負担金	63,973	81,031	81,031	17,058	26.7
1	高額医療費共同事業負担金	46,304	63,555	63,555	17,251	37.3
2	特定健康診査等負担金	17,669	17,476	17,476	△ 193	△ 1.1
2	都補助金	668,427	603,413	603,413	△ 65,014	△ 9.7
1	都補助金	150,000	70,000	70,000	△ 80,000	△ 53.3
2	財政調整交付金	518,427	533,413	533,413	14,986	2.9
7	共同事業交付金	1,010,595	1,065,875	1,065,875	55,280	5.5
1	共同事業交付金	1,010,595	1,065,875	1,065,875	55,280	5.5
1	共同事業交付金	1,010,595	1,065,875	1,065,875	55,280	5.5
1	高額医療費共同事業交付金	179,888	253,002	253,002	73,114	40.6
2	保険財政共同安定化事業交付金	830,707	812,873	812,873	△ 17,834	△ 2.1
8	財産収入	1	1	1	0	0.0
1	財産運用収入	1	1	1	0	0.0
1	利子及び配当金	1	1	1	0	0.0
9	繰入金	1,313,886	1,357,477	1,357,477	43,591	3.3
1	他会計繰入金	1,313,886	1,357,477	1,357,477	43,591	3.3
1	一般会計繰入金	1,313,886	1,357,477	1,357,477	43,591	3.3
1	保険基盤安定繰入金	221,596	283,865	283,865	62,269	28.1
2	職員給与費等繰入金	168,090	149,412	149,412	△ 18,678	△ 11.1
3	出産育児一時金等繰入金	39,200	39,200	39,200	0	0.0
4	その他一般会計繰入金	885,000	885,000	885,000	0	0.0
10	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
1	繰越金	1	1	1	0	0.0
11	諸収入	16,498	18,814	18,814	2,316	14.0
1	延滞金・加算金及び過料	10,929	12,604	12,604	1,675	15.3
1	延滞金	10,927	12,602	12,602	1,675	15.3
2	加算金	1	1	1	0	0.0
3	過料	1	1	1	0	0.0
2	雑入	5,569	6,210	6,210	641	11.5
1	過年度収入	1	1	1	0	0.0
2	第三者納付金	4,521	4,735	4,735	214	4.7
3	返納金	984	1,408	1,408	424	43.1
4	雑入	62	65	65	3	4.8
5	弁償金	1	1	1	0	0.0
歳入合計		9,906,650	10,522,270	10,541,745	635,095	6.4

(歳出)

単位：千円、%

款 項 目 節	細 説	平成25年度 当初予算	平成26年度 当初予算	平成26年度 補正予算後	25年度・26年度補正後 比較	
					増減額	増減率
1	総務費	168,091	165,352	165,352	△ 2,739	△ 1.6
1	総務管理費	142,705	130,023	130,023	△ 12,682	△ 8.9
1	1 一般管理費	139,847	127,225	127,225	△ 12,622	△ 9.0
2	2 運営協議会費	1,017	1,026	1,026	9	0.9
3	3 連合会負担金	1,841	1,772	1,772	△ 69	△ 3.7
2	2 徴税费	25,386	35,329	35,329	9,943	39.2
1	1 徴税费	25,386	35,329	35,329	9,943	39.2
2	2 保険給付費	6,572,909	6,901,109	6,901,109	328,200	5.0
1	1 療養諸費	5,802,068	6,067,208	6,067,208	265,140	4.6
1	1 一般被保険者療養給付費	5,265,322	5,483,533	5,483,533	218,211	4.1
2	2 退職被保険者等療養給付費	401,773	444,754	444,754	42,981	10.7
3	3 一般被保険者療養費	102,476	105,888	105,888	3,412	3.3
4	4 退職被保険者等療養費	6,194	6,345	6,345	151	2.4
5	5 審査支払手数料	26,303	26,688	26,688	385	1.5
2	2 高額療養費	692,175	755,429	755,429	63,254	9.1
1	1 一般被保険者高額療養費	641,472	685,698	685,698	44,226	6.9
2	2 退職被保険者等高額療養費	49,880	68,908	68,908	19,028	38.1
3	3 一般被保険者高額介護合算療養費	687	687	687	0	0.0
4	4 退職被保険者等高額介護合算療養費	136	136	136	0	0.0
3	3 移送費	50	52	52	2	4.0
1	1 一般被保険者移送費	40	42	42	2	5.0
2	2 退職被保険者等移送費	10	10	10	0	0.0
4	4 出産育児諸費	63,030	63,030	63,030	0	0.0
1	1 出産育児一時金	63,000	63,000	63,000	0	0.0
2	2 支払手数料	30	30	30	0	0.0
5	5 葬祭費	6,550	6,100	6,100	△ 450	△ 6.9
1	1 葬祭費	6,550	6,100	6,100	△ 450	△ 6.9
6	6 結核・精神医療給付金	9,036	9,290	9,290	254	2.8
1	1 一般被保険者結核・精神医療給付金	8,767	9,020	9,020	253	2.9
2	2 退職被保険者等結核・精神医療給付金	269	270	270	1	0.4
3	3 後期高齢者支援金等	1,407,927	1,467,616	1,467,616	59,689	4.2
1	1 後期高齢者支援金等	1,407,927	1,467,616	1,467,616	59,689	4.2
1	1 後期高齢者支援金	1,407,823	1,467,500	1,467,500	59,677	4.2
2	2 後期高齢者関係事務費拠出金	104	116	116	12	11.5
4	4 前期高齢者納付金等	1,514	1,074	1,074	△ 440	△ 29.1
1	1 前期高齢者納付金等	1,514	1,074	1,074	△ 440	△ 29.1
1	1 前期高齢者納付金	1,413	971	971	△ 442	△ 31.3
2	2 前期高齢者関係事務費拠出金	101	103	103	2	2.0
5	5 老人保健拠出金	64	53	53	△ 11	△ 17.2
1	1 老人保健拠出金	64	53	53	△ 11	△ 17.2
1	1 老人保健医療費拠出金	1	1	1	0	0.0
2	2 老人保健事務費拠出金	63	52	52	△ 11	△ 17.5

6	介護納付金	587,108	644,317	644,317	57,209	9.7
1	介護納付金	587,108	644,317	644,317	57,209	9.7
1	介護納付金	587,108	644,317	644,317	57,209	9.7
7	共同事業拠出金	974,003	1,113,456	1,113,456	139,453	14.3
1	共同事業拠出金	974,003	1,113,456	1,113,456	139,453	14.3
1	高額医療費拠出金	185,217	254,224	254,224	69,007	37.3
2	保険財政共同安定化事業拠出金	788,461	858,936	858,936	70,475	8.9
3	高額医療費共同事業事務費拠出金	75	64	64	△ 11	△ 14.7
4	保険財政共同安定化事業事務費拠出金	240	222	222	△ 18	△ 7.5
5	超高額医療費共同事業事務費拠出金	10	10	10	0	0.0
8	保健事業費	114,260	110,427	110,427	△ 3,833	△ 3.4
1	特定健康診査等事業費	103,987	98,872	98,872	△ 5,115	△ 4.9
1	特定健康診査等事業費	103,987	98,872	98,872	△ 5,115	△ 4.9
2	保健事業費	10,273	11,555	11,555	1,282	12.5
1	保健衛生普及費	10,273	11,555	11,555	1,282	12.5
9	基金積立金	1	1	1	0	0.0
1	基金積立金	1	1	1	0	0.0
1	基金積立金	1	1	1	0	0.0
10	公債費	65,231	65,231	65,231	0	0.0
1	公債費	65,231	65,231	65,231	0	0.0
1	元金	65,000	65,000	65,000	0	0.0
2	利子	231	231	231	0	0.0
11	諸支出金	11,601	11,581	11,581	△ 20	△ 0.2
1	償還金及び還付金	11,601	11,581	11,581	△ 20	△ 0.2
1	一般被保険者保険税還付金	10,700	10,700	10,700	0	0.0
2	退職被保険者等保険税還付金	800	800	800	0	0.0
3	一般被保険者還付加算金	70	60	60	△ 10	△ 14.3
4	退職被保険者等還付加算金	30	20	20	△ 10	△ 33.3
5	償還金	1	1	1	0	0.0
12	予備費	3,941	42,053	61,528	57,587	1,461.2
1	予備費	3,941	42,053	61,528	57,587	1,461.2
1	予備費	3,941	42,053	61,528	57,587	1,461.2
歳出合計		9,906,650	10,522,270	10,541,745	635,095	6.4

小金井市国民健康保険税改定内容〔賦課限度額〕（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割額	4.50%	4.80%	4.80%	0.00%
資産割額	15.00%	7.50%	7.50%	0.00%
均等割額	17,000円	21,000円	21,000円	0円
平等割額	6,600円	6,600円	6,600円	0円
賦課限度額	510,000円	510,000円	510,000円	0円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割総額 ㉞	1,255,414	1,338,946	1,338,946	0
資産割総額 ㉟	174,303	87,137	87,137	0
均等割総額 ㊱	474,641	586,239	586,239	0
平等割総額 ㊲	114,750	114,750	114,750	0
低所得者軽減額 ㊳	102,683	121,577	121,577	0
賦課限度額超過額 ㊴	256,597	253,060	253,060	0
端数調整額 (100円未満切捨分等) ㊵	4,963	5,179	5,179	0
調定見込額 (㉞+㉟+㊱+㊲) - (㊳+㊴+㊵)	1,654,865	1,747,256	1,747,256	0
応能割応益割の構成比率	応能割 応益割 66.11% : 33.89%	応能割 応益割 62.16% : 37.84%	応能割 応益割 62.16% : 37.84%	
限度額改定に伴う 医療分引上げ率	0.00%			

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割額	1.66%	1.95%	1.95%	0.00%
均等割額	13,000円	14,000円	14,000円	0円
賦課限度額	140,000円	140,000円	160,000円	20,000円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割総額 ㉞	461,762	542,433	542,433	0
均等割総額 ㉟	361,900	389,693	389,693	0
低所得者軽減額 ㊱	61,253	65,959	65,959	0
賦課限度額超過額 ㊲	101,024	134,068	119,377	△ 14,691
端数調整額 (100円未満切捨分等) ㊳	2,212	2,457	2,467	10
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	659,173	729,642	744,323	14,681
応能割応益割の構成比率	応能割 応益割 49.58% : 50.42%	応能割 応益割 50.82% : 49.18%	応能割 応益割 51.71% : 48.29%	
限度額改定に伴う後期 高齢者支援金分引上げ率	2.01%			

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割額	1.10%	1.90%	1.90%	0.00%
均等割額	10,300円	16,000円	16,000円	0円
賦課限度額	120,000円	120,000円	140,000円	20,000円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割総額⑦	137,785	238,835	238,835	0
均等割総額⑧	105,054	163,876	163,876	0
低所得者軽減額⑨	17,716	27,647	27,647	0
賦課限度額超過額⑩	22,555	64,394	55,845	△8,549
端数調整額 (100円未満切捨分等)⑪	469	495	502	7
調定見込額 (⑦+⑧)-(⑨+⑩+⑪)	202,099	310,175	318,717	8,542
応能割応益割の構成比率	応能割 応益割 52.31% : 47.69%	応能割 応益割 51.56% : 48.44%	応能割 応益割 52.76% : 47.24%	
限度額改定に伴う 介護分引上げ率	2.75%			

(4) 全体分

限度額改定に伴う引上げ率

医療分+後期高齢者支援金分+介護分の引上げ率	0.83%
医療分+後期高齢者支援金分の引上げ率	0.59%

	改定前(平成25年 度税率ベース)	改定後(現行限度額)	改定後(改定限度額)
応能割、応益割の構成比率	応能割 応益割 60.52% : 39.48%	応能割 応益割 57.92% : 42.08%	応能割 応益割 58.25% : 41.75%

限度額改定に伴う調定見込額 医療分+後期高齢者支援金分+介護分の差	23,223千円
--------------------------------------	----------

※ 限度額引上げに伴う全体分調定見込額の差に対する増収見込額は、概ね21,285千円となる。

(注1) (1)～(3)の②「改定額内訳」の額は、平成26年度当初予算と同じ被保険者賦課データによる試算。

(注2) 表頭の区分は次のとおりである。

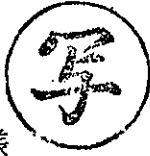
「改定前(平成25年度税率ベース)」は、平成25年度の税率ベースによる試算。

「改定後(現行限度額)」は、平成26年度改定後の税率及び現行(改定前)の賦課限度額のベースによる試算。

「改定後(改定限度額)」は、平成26年度改定後の税率及び改定後の賦課限度額のベースによる試算。

3 小金井市国民健康保険税条例の一部改正について(諮問)・(答申)

小金井市国民健康保険運営協議会長 様



小市保発第600号
平成26年1月29日

小金井市長
稲葉 孝



小金井市国民健康保険税条例の一部改正について (諮問)

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を下記のとおり改正したいと考えています。

つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第6号)第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記

[諮問事項]

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について

○ 改正内容

- 1 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について、14万円を16万円に改定する。
- 2 介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の課税限度額について、12万円を14万円に改定する。

この改正は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとする。



小国運協発第5号
平成26年2月20日

小金井市長
稲葉 孝彦 様

小金井市国民健康保険運営協議会
会長 遠藤 百

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

平成26年1月29日付け小市保発第600号をもって諮問のありました標記の件につきましては慎重に協議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

小金井市国民健康保険税条例の一部改正については、諮問のとおり認めます。

4 国民健康保険税算定表

平成25・26年度国民健康保険税算定表(全体分課税額 現年度分)

(単位:千円)

	国民健康保険税算定額及び割合										調定額 (9) = (5)-(6)-(7)-(8)
	基 準 総所得金額	基 準 所得割額 (1)	基 準 固定資産税額	均等割額 (2)	均等割額 (3)	平等割額 (4)	合計(5) = (1)+(2)+(3)+(4)	法 定 軽減額 (6)	課税限度額 を超える額 (7)	月割課税 増減額 (8)	
平成25年度決算見込											
一 般	33,377,937	1,729,988	1,112,519	161,503	885,846	110,971	2,888,308	175,018	358,803	7,539	2,346,948
退 職	2,666,986	124,973	102,827	12,800	55,749	3,779	197,301	6,634	21,373	105	169,189
全 体	36,044,923	1,854,961	1,215,346	174,303	941,595	114,750	3,085,609	181,652	380,176	7,644	2,516,137
平成26年度当初予算(賦課限度額改定前)											
一 般	33,377,937	1,971,855	1,112,519	80,737	1,069,685	110,971	3,233,248	206,980	423,612	8,018	2,594,638
退 職	2,666,986	148,359	102,827	6,400	70,123	3,779	228,661	8,203	27,910	113	192,435
全 体	36,044,923	2,120,214	1,215,346	87,137	1,139,808	114,750	3,461,909	215,183	451,522	8,131	2,787,073
平成26年度第1回補正予算後(賦課限度額改定後)											
一 般	33,377,937	1,971,855	1,112,519	80,737	556,368	110,971	2,719,931	206,980	402,194	8,034	2,616,040
退 職	2,666,986	148,359	102,827	6,400	29,871	3,779	188,409	8,203	26,088	114	194,256
全 体	36,044,923	2,120,214	1,215,346	87,137	586,239	114,750	2,908,340	215,183	428,282	8,148	2,810,296

※ (1)~(9)の数値は、医療分、後期高齢者支援金及び介護分を合算したものが、「基準総所得金額」及び「基準固定資産税額」は基準となる数値のため、医療分の数値を記載している。

平成25・26年度国民健康保険税算定表(基礎課税額 現年度分)

医療分	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合										法定 軽減額 (6)	課税限度額 を超える額 (7)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (8)	調定額 (9) = (5)-(6)-(7)-(8)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	基準 固定資産税額	資産割額 (2)	均等割額 (3)	平等割額 (4)	合計(5) = (1)+(2)+(3)+(4)							
平成25年度決算見込(所得割4.5%、資産割15%、均等割17,000円、限度額510,000円)														
一般	33,377,937	1,177,114	1,112,519	161,503	450,460	110,971	1,900,048	99,494	243,269	4,932	1,552,353			
退職	2,666,986	78,300	102,827	12,800	24,181	3,779	119,060	3,189	13,328	31	102,512			
全体	36,044,923	1,255,414	1,215,346	174,303	474,641	114,750	2,019,108	102,683	256,597	4,963	1,654,865			
平成26年度当初予算(所得割4.8%、資産割7.5%、均等割21,000円、限度額510,000円)														
一般	33,377,937	1,255,484	1,112,519	80,737	556,368	110,971	2,003,560	117,766	239,753	5,146	1,640,895			
退職	2,666,986	83,462	102,827	6,400	29,871	3,779	123,512	3,811	13,307	33	106,361			
全体	36,044,923	1,338,946	1,215,346	87,137	586,239	114,750	2,127,072	121,577	253,060	5,179	1,747,256			
平成26年度第1回補正予算後(所得割4.8%、資産割7.5%、均等割21,000円、限度額510,000円)														
一般	33,377,937	1,255,484	1,112,519	80,737	556,368	110,971	2,003,560	117,766	239,753	5,146	1,640,895			
退職	2,666,986	83,462	102,827	6,400	29,871	3,779	123,512	3,811	13,307	33	106,361			
全体	36,044,923	1,338,946	1,215,346	87,137	586,239	114,750	2,127,072	121,577	253,060	5,179	1,747,256			

※ 基準総所得金額及び基準固定資産税額の数値は、12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額及び資産割額は一致しない。

平成25・26年度国民健康保険税算定表(後期高齢者支援金等課税額 現年度分)

(単位:千円)

後期高齢者支援金分	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合				法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (7) = (3)-(4)-(5)-(6)
	基 準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計 (3) = (1)+(2)				
平成25年度決算見込(所得割1.66%、均等割13,000円、限度額140,000円)								
一 般	33,281,305	433,283	343,462	776,745	59,240	95,587	2,187	619,731
退 職	2,659,265	28,479	18,438	46,917	2,013	5,437	25	39,442
全 体	35,940,570	461,762	361,900	823,662	61,253	101,024	2,212	659,173
平成26年度当初予算(所得割1.95%、均等割14,000円、限度額140,000円)								
一 般	33,281,305	508,978	369,837	878,815	63,792	126,766	2,429	685,828
退 職	2,659,265	33,455	19,856	53,311	2,167	7,302	28	43,814
全 体	35,940,570	542,433	389,693	932,126	65,959	134,068	2,457	729,642
平成26年度第1回補正予算後(所得割1.95%、均等割14,000円、限度額160,000円)								
一 般	33,281,305	508,978	369,837	878,815	63,792	112,926	2,439	699,658
退 職	2,659,265	33,455	19,856	53,311	2,167	6,451	28	44,665
全 体	35,940,570	542,433	389,693	932,126	65,959	119,377	2,467	744,323

※ 基準総所得金額の数値は12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成25・26年度国民健康保険税算定表(介護納付金課税額 現年度分)

介護分	国民健康保険税算定(基礎)額及び割合					法定 軽減額 (4)	課税限度額 を超える額 (5)	端数調整額 100円未満 切捨分等 (6)	調定額 (7) = (3)-(4)-(5)-(6)
	基準 総所得金額	所得割額 (1)	均等割額 (2)	合計(3) = (1)+(2)	均等割額 (1)+(2)				
平成25年度決算見込(所得割1.1%、均等割10,300円、限度額120,000円)									
一般	14,009,590	119,591	91,924	211,515	16,284	19,947	420	174,864	
退職	2,595,610	18,194	13,130	31,324	1,432	2,608	49	27,235	
全体	16,605,200	137,785	105,054	242,839	17,716	22,555	469	202,099	
平成26年度当初予算(所得割1.9%、均等割16,000円、限度額120,000円)									
一般	14,009,590	207,393	143,480	350,873	25,422	57,093	443	267,915	
退職	2,595,610	31,442	20,396	51,838	2,225	7,301	52	42,260	
全体	16,605,200	238,835	163,876	402,711	27,647	64,394	495	310,175	
平成26年度第1回補正予算後(所得割1.9%、均等割16,000円、限度額140,000円)									
一般	14,009,590	207,393	143,480	350,873	25,422	49,515	449	275,487	
退職	2,595,610	31,442	20,396	51,838	2,225	6,330	53	43,230	
全体	16,605,200	238,835	163,876	402,711	27,647	55,845	502	318,717	

※ 基準総所得金額の数値は12か月未満の加入者(被保険者の年度中途の取得分及び喪失分)が含まれているため、必ずしもこれに按分率を掛けた数値と所得割額は一致しない。

平成25・26年度 国民健康保険税(全体分)調定額・収入額等調査書

単位:千円

年度	区分	現年度分		過年度分		現年度小計		滞納繰越分		合計						
		収入額 調定額	収入率 (%)	未収入額	収入額 調定額	収入率 (%)	未収入額	収入額 調定額	収入率 (%)	未収入額	収入額 調定額	収入率 (%)	未収入額			
平成 25年度 (決算見込み)	内訳															
	一般分	2,126,644 2,346,948	90.6%	220,304	20,120 27,229	73.9%	7,109	2,146,764 2,374,177	90.4%	227,413	126,276 749,278	16.9%	623,002	2,273,040 3,123,455	72.8%	850,415
	退職分	163,887 169,189	96.9%	5,302	1,307 1,449	90.2%	142	165,194 170,638	96.8%	5,444	3,615 18,297	19.8%	14,682	168,809 188,935	89.4%	20,126
	合計	2,290,531 2,516,137	91.0%	225,606	21,427 28,678	74.7%	7,251	2,311,958 2,544,815	90.9%	232,857	129,891 767,575	16.9%	637,684	2,441,849 3,312,390	73.7%	870,541
平成 26年度 (当初予算) 賦課限度額 改定前(A)	一般分	2,353,771	90.7%	240,867	19,142	74.1%	6,695	2,372,913	90.6%	247,562	140,692	17.9%	643,534	2,513,605	73.8%	891,096
	退職分	186,796 192,435	97.1%	5,639	1,259 1,394	90.3%	135	188,055 193,829	97.0%	5,774	3,735 17,925	20.8%	14,190	191,790 211,754	90.6%	19,964
	合計	2,540,567 2,787,073	91.2%	246,506	20,401 27,231	74.9%	6,830	2,560,988 2,814,304	91.0%	253,336	144,427 802,151	18.0%	657,724	2,705,395 3,616,455	74.8%	911,060
平成 26年度 (第1回補正 予算後) 賦課限度額 改定後(B)	一般分	2,373,246 2,616,040	90.7%	242,794	19,142 25,837	74.1%	6,695	2,392,388 2,641,877	90.6%	249,489	140,692 784,226	17.9%	643,534	2,533,080 3,426,103	73.9%	893,023
	退職分	188,606 194,256	97.1%	5,650	1,259 1,394	90.3%	135	189,865 195,650	97.0%	5,785	3,735 17,925	20.8%	14,190	193,600 213,575	90.7%	19,975
	合計	2,561,852 2,810,296	91.2%	248,444	20,401 27,231	74.9%	6,830	2,582,253 2,837,527	91.0%	255,274	144,427 802,151	18.0%	657,724	2,726,680 3,639,678	74.9%	912,998
差引 増減 (B)-(A)	一般分	19,475 21,402		1,927	0 0		0	19,475 21,402		1,927	0 0		0	19,475 21,402		1,927
	退職分	1,810 1,821		11	0 0		0	1,810 1,821		11	0 0		0	1,810 1,821		11
	合計	21,285 23,223		1,938	0 0		0	21,285 23,223		1,938	0 0		0	21,285 23,223		1,938

平成25年度 第4回国民健康保険運営協議会資料

【国民健康保険税改定（賦課限度額）関係】

1	小金井市国民健康保険税改定内容〔賦課限度額〕（案）総括表	1
2	小金井市国民健康保険税課税限度額改定に伴う国民健康保険税 収入への影響額等について	3
3	国民健康保険特別会計予算状況	5
4	繰入金の推移	6
5	小金井市と政令の賦課限度額の推移	7
6	小金井市国民健康保険税税率改定状況	8
7	平成25年度 26市国民健康保険税（料）率等の状況	9

1 小金井市国民健康保険税改定内容〔賦課限度額〕 (案) 総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割額	4.50%	4.80%	4.80%	0.00%
資産割額	15.00%	7.50%	7.50%	0.00%
均等割額	17,000円	21,000円	21,000円	0円
平等割額	6,600円	6,600円	6,600円	0円
賦課限度額	510,000円	510,000円	510,000円	0円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割総額 ㉞	1,255,414	1,338,946	1,338,946	0
資産割総額 ㉟	174,303	87,137	87,137	0
均等割総額 ㊱	474,641	586,239	586,239	0
平等割総額 ㊲	114,750	114,750	114,750	0
低所得者軽減額 ㊳	102,683	121,577	121,577	0
賦課限度額超過額 ㊴	256,597	253,060	253,060	0
端数調整額 (100円未満切捨分等) ㊵	4,963	5,179	5,179	0
調定見込額 (㉞+㉟+㊱+㊲) - (㊳+㊴+㊵)	1,654,865	1,747,256	1,747,256	0
応能割応益割の構成比率	応能割 66.11% 応益割 33.89%	応能割 62.16% 応益割 37.84%	応能割 62.16% 応益割 37.84%	
限度額改定に伴う 医療分引上げ率	0.00%			

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割額	1.66%	1.95%	1.95%	0.00%
均等割額	13,000円	14,000円	14,000円	0円
賦課限度額	140,000円	140,000円	160,000円	20,000円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割総額 ㉞	461,762	542,433	542,433	0
均等割総額 ㉟	361,900	389,693	389,693	0
低所得者軽減額 ㊱	61,253	65,959	65,959	0
賦課限度額超過額 ㊴	101,024	134,068	119,377	△ 14,691
端数調整額 (100円未満切捨分等) ㊵	2,212	2,457	2,467	10
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊴+㊵)	659,173	729,642	744,323	14,681
応能割応益割の構成比率	応能割 49.58% 応益割 50.42%	応能割 50.82% 応益割 49.18%	応能割 51.71% 応益割 48.29%	
限度額改定に伴う後期 高齢者支援金分引上げ率	2.01%			

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割額	1.10%	1.90%	1.90%	0.00%
均等割額	10,300円	16,000円	16,000円	0円
賦課限度額	120,000円	120,000円	140,000円	20,000円

② 改定額内訳(一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前(平成25年度 税率ベース)	改定後(現行限度額)(A)	改定後(改定限度額)(B)	限度額改定に 伴う差(B)-(A)
所得割総額⑦	137,785	238,835	238,835	0
均等割総額⑧	105,054	163,876	163,876	0
低所得者軽減額⑨	17,716	27,647	27,647	0
賦課限度額超過額⑩	22,555	64,394	55,845	△ 8,549
端数調整額 (100円未満切捨分等)⑪	469	495	502	7
調定見込額 (⑦+⑧)-(⑨+⑩+⑪)	202,099	310,175	318,717	8,542
応能割応益割の構成比率	応能割 応益割 52.31% : 47.69%	応能割 応益割 51.56% : 48.44%	応能割 応益割 52.76% : 47.24%	
限度額改定に伴う 介護分引上げ率	2.75%			

(4) 全体分

限度額改定に伴う引上げ率

医療分+後期高齢者支援金分+介護分の引上げ率	0.83%
医療分+後期高齢者支援金分の引上げ率	0.59%

	改定前(平成25年 度税率ベース)	改定後(現行限度額)	改定後(改定限度額)
応能割、応益割の構成比率	応能割 応益割 60.52% : 39.48%	応能割 応益割 57.92% : 42.08%	応能割 応益割 58.25% : 41.75%

限度額改定に伴う調定見込額 医療分+後期高齢者支援金分+介護分の差	23,223千円
--------------------------------------	----------

※ 限度額引上げに伴う全体分調定見込額の差に対する増収見込額は、概ね21,285千円となる。

(注1) (1) ~ (3) の②「改定額内訳」の額は、平成26年度当初予算と同じ被保険者賦課データによる試算。

(注2) 表頭の区分は次のとおりである。

「改定前(平成25年度税率ベース)」は、平成25年度の税率ベースによる試算。

「改定後(現行限度額)」は、平成26年度改定後の税率及び現行(改定前)の賦課限度額のベースによる試算。

「改定後(改定限度額)」は、平成26年度改定後の税率及び改定後の賦課限度額のベースによる試算。

2 小金井市国民健康保険税課税限度額改定に伴う国民健康保険税収入への影響額等について

(1) 国民健康保険税収入への影響額

改定限度額への引上げ

	医療分	支援金分	介護分	合計
現行限度額 (A)	51万円	14万円	12万円	77万円
改定限度額 (B)	51万円	16万円	14万円	81万円
差額 (B) - (A)	0円	2万円増	2万円増	4万円増

※ 法定限度額：平成26年の法改正による限度額（医療分51万円・支援金分16万円・介護分14万円）である。

限度額の引上げに伴う影響額

	平成26年度調定 (賦課限度額改定前)	平成26年度調定 (賦課限度額改定後)	影響額	増減割合
医療分	1,747,256千円	1,747,256千円	0千円	0.00%
支援金分	729,642千円	744,323千円	14,681千円	2.01%
介護分	310,175千円	318,717千円	8,542千円	2.75%
合計	2,787,073千円	2,810,296千円	23,223千円	0.83%

※ 平成26年度当初予算現年度調定ベースによる推計 (収入ベース影響額 21,285千円増)

(2) 国民健康保険税限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 19,577 世帯	支援金分 全体 19,577 世帯	介護分 全体 9,346 世帯
現行限度額に 到達する世帯数	425 世帯 (2.17%)	903 世帯 (4.61%)	525 世帯 (5.62%)
改定限度額に 到達する世帯数	425 世帯 (2.17%)	699 世帯 (3.57%) ※改定により2万円増額	416 世帯 (4.45%) ※改定により2万円増額
差引世帯数	0 世帯	204 世帯 ※改定により100円以上2万円未満増額	109 世帯 ※改定により100円以上2万円未満増額

※ 平成26年度当初予算ベースによる推計

(3) 世帯モデル別国民健康保険税課税限度額に到達するまでの目安

① 単身世帯 50歳代 固定資産税なし

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
7,800,000	291,100	121,000	120,000	532,100	291,100	121,000	120,300	532,400	300
8,900,000	338,600	140,000	120,000	598,600	338,600	140,300	139,100	618,000	19,400
9,000,000	342,900	140,000	120,000	602,900	342,900	142,100	140,000	625,000	22,100
10,100,000	390,700	140,000	120,000	650,700	390,700	160,000	140,000	690,700	40,000
12,800,000	510,000	140,000	120,000	770,000	510,000	160,000	140,000	810,000	40,000

② 夫婦30歳代 子1人 固定資産税なし

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
7,300,000	311,500	140,000	—	451,500	311,500	140,200	—	451,700	200
8,500,000	363,300	140,000	—	503,300	363,300	160,000	—	523,300	20,000
11,800,000	510,000	140,000	—	650,000	510,000	160,000	—	670,000	20,000

③ 夫婦40歳代 子2人 固定資産税なし

単位：円

給与収入	現行限度額				改定限度額				差額
	医療分	支援金分	介護分	合計	医療分	支援金分	介護分	合計	
6,500,000	298,400	140,000	114,200	552,600	298,400	140,400	114,200	553,000	400
6,900,000	315,200	140,000	120,000	575,200	315,200	147,200	120,900	583,300	8,100
7,700,000	349,800	140,000	120,000	609,800	349,800	160,000	134,600	644,400	34,600
8,100,000	367,000	140,000	120,000	627,000	367,000	160,000	140,000	667,000	40,000
11,400,000	510,000	140,000	120,000	770,000	510,000	160,000	140,000	810,000	40,000

※ 給与収入金額（10万円単位）は、課税限度額に到達する境界値。

※ 表頭の区分は次のとおりである。

「現行限度額」は、平成26年度改定後の税率及び現行（改定前）の賦課限度額のベースによる試算。

「改定限度額」は、平成26年度改定後の税率及び改定後の賦課限度額のベースによる試算。

3 国民健康保険特別会計 予算状況

(単位:千円)

(1)歳入

	平成24年度 決算	平成25年度 補正予算	平成26年度 当初予算
国民健康保険税	2,352,773	2,454,028	2,705,395
使用料及び手数料	23	1	1
国庫支出金	1,987,182	2,095,714	1,997,806
療養給付費等交付金	558,708	523,550	555,911
前期高齢者交付金	1,897,930	2,095,300	2,136,545
都支出金	586,382	739,037	684,444
共同事業交付金	1,047,244	1,010,595	1,065,875
財産収入	0	1	1
繰入金	1,402,267	1,391,080	1,357,477
繰越金	0	1	1
諸収入	21,394	16,498	18,814
市債	0	0	0
計	9,853,903	10,325,805	10,522,270

(2)歳出

	平成24年度 決算	平成25年度 補正予算	平成26年度 当初予算
総務費	152,328	169,640	165,352
保険給付費	6,415,686	6,633,580	6,901,109
後期高齢者支援金等	1,407,926	1,493,099	1,467,616
前期高齢者納付金等	1,513	1,567	1,074
老人保健拠出金	63	64	53
介護納付金	587,107	639,162	644,317
共同事業拠出金	965,014	1,018,071	1,113,456
保健事業費	98,225	114,260	110,427
基金積立金	0	1	1
公債費	0	65,231	65,231
諸支出金	169,007	148,902	11,581
予備費	0	20,454	42,053
繰上充用金	78,808	21,774	0
計	9,875,677	10,325,805	10,522,270

4 繰入金の推移 (平成26年当初予算ベース)

(単位：円、%)

	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	平成19年度 決算額	平成20年度 決算額	平成21年度 決算額	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算見込額	平成26年度 当初予算額
繰入金	1,226,175,000	999,088,000	994,275,306	738,710,942	1,107,151,917	1,567,206,632	1,346,604,136	1,402,266,699	1,391,080,000	1,357,477,000
(対前年伸率)	26.22	△ 18.52	△ 0.48	△ 25.70	49.88	41.55	△ 14.08	4.13	△ 0.80	△ 2.42
一般会計繰入金	1,226,175,000	999,088,000	994,275,306	738,710,942	1,107,151,917	1,233,106,632	1,221,604,136	1,402,266,699	1,391,080,000	1,357,477,000
(対前年伸率)	26.22	△ 18.52	△ 0.48	△ 25.70	49.88	11.38	△ 0.93	14.79	△ 0.80	△ 2.42
保険基金安定繰入金	142,611,833	164,069,056	173,571,082	123,575,894	121,550,624	169,651,852	171,829,328	221,596,856	227,241,000	283,865,000
(対前年伸率)	3.45	15.05	5.79	△ 28.80	△ 1.64	39.57	1.28	28.96	2.55	24.92
職員給与費等繰入金	151,847,168	148,858,787	172,470,891	151,528,381	157,207,960	143,685,780	165,515,141	151,776,510	169,639,000	149,412,000
(対前年伸率)	7.54	△ 1.97	15.86	△ 12.14	3.75	△ 8.60	15.19	△ 8.30	11.77	△ 11.92
出産育児一時金繰入金	27,400,000	23,300,000	28,233,333	29,106,667	28,393,333	34,453,000	33,946,667	39,893,333	39,200,000	39,200,000
(対前年伸率)	△ 4.20	△ 14.96	21.17	3.09	△ 2.45	21.34	△ 1.47	17.52	△ 1.74	0.00
その他一般会計繰入金	904,315,999	662,860,157	620,000,000	434,500,000	800,000,000	885,316,000	850,313,000	989,000,000	955,000,000	885,000,000
(対前年伸率)	36.24	△ 26.70	△ 6.47	△ 29.92	84.12	10.66	△ 3.95	16.31	△ 3.44	△ 7.33
基金繰入金	0	0	0	0	0	334,100,000	125,000,000	0	0	0
(対前年伸率)	—	—	—	—	—	皆増	△ 62.59	皆減	—	—
基金繰入金	0	0	0	0	0	334,100,000	125,000,000	0	0	0
(対前年伸率)	—	—	—	—	—	皆増	△ 62.59	皆減	—	—

5 小金井市と政令の賦課限度額の推移

(単位：万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(案)
小金井市	基礎	53	53	53	41	41	46	50	51	51
	後期支援				12	12	13	13	14	16
	介護	8	8	8	8	8	10	10	12	14
	計①	61	61	61	61	61	69	73	77	81
政令	基礎	53	53	56	47	47	51	51	51	51
	後期支援				12	12	14	14	14	16
	介護	8	9	9	9	10	12	12	12	14
	計②	61	62	65	68	69	77	77	77	81
差引 (②-①)	0	△ 1	△ 4	△ 7	△ 8	△ 12	△ 8	△ 4	0	0

6 小金井市国民健康保険税率改定状況

年 度	応能割		応益割		限度額	備 考	
	所得割	資産割	均等割	平等割			
昭和49年度	2.5%	12.7%	900円	1,500円	8万円		
50	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円		
51							
52							
53							
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円		
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円		
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円		
57							
58							
59							
60							
61			4,800円		31万円		
62							
63					34万円		
平成元年度							
2							
3							
4			7,200円		38万円		
5							
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円		
7							
8			10,800円		46万円		
9						法定限度額53万円	
10					50万円		
11							
12	医療分 介護分	4.5% 0.7%	18.0%	13,200円 5,900円	6,600円	52万円 7万円	法定限度額7万円
13	医療分 介護分	0.92%					
14	医療分 介護分						
15	医療分 介護分						法定限度額8万円
16	医療分 介護分	4.9% 0.96%	16.0%	15,800円 7,000円		53万円 8万円	
17	医療分 介護分						
18	医療分 介護分	5.17% 1.10%	15.0%	20,000円 10,300円			法定限度額9万円
19	医療分 介護分						法定限度額56万円
20	医療分 支援分 介護分	3.51% 1.66%		7,000円 13,000円		41万円 12万円	法定限度額47万円 法定限度額12万円
21	医療分 支援分 介護分						法定限度額10万円
22	医療分 支援分 介護分						法定限度額50万円 法定限度額13万円
23	医療分 支援分 介護分					46万円 13万円 10万円	法定限度額51万円 法定限度額14万円 法定限度額12万円
24	医療分 支援分 介護分	4.50%		17,000円		50万円	
25	医療分 支援分 介護分					51万円 14万円 12万円	
26 (案)	医療分 支援分 介護分	4.80% 1.95% 1.90%	7.50%	21,000円 14,000円 16,000円		51万円 16万円 14万円	法定限度額16万円 法定限度額14万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

7 平成25年度 26市国民健康保険税(料)率等の状況

	国民健康保険税(料)率・賦課限度額														7・5・2割軽減	6・4割軽減			
	基礎課税(賦課)分							後期高齢者支援金等賦課分									介護納付金課税(賦課)分		
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(万円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)			限度額(万円)		
1	八王子市	4.50	—	23,000	—	51	1.40	—	7,000	—	14	1.40	—	10,000	—	12	○		
2	立川市	4.79	—	23,600	—	51	1.75	10,000	—	14	1.75	—	10,000	—	12	○			
3	武蔵野市	4.70	—	21,300	—	50	1.70	7,200	—	13	1.40	—	11,400	—	10	○			
4	三鷹市	4.70	—	24,400	—	51	1.20	5,500	—	14	1.40	—	12,500	—	12	○			
5	青梅市	5.10	—	24,300	—	51	1.60	7,500	—	14	1.55	—	9,300	—	12	○			
6	府中市	4.63	—	22,920	—	50	1.42	6,840	—	13	1.49	—	9,240	—	10	○			
7	昭島市	4.70	6.00	22,200	5,000	51	1.60	8,000	—	14	1.25	—	13,000	—	12	○			
8	調布市	4.65	—	22,800	—	51	1.35	7,200	—	14	1.25	—	9,300	—	12	○			
9	町田市	4.08	—	19,700	9,000	51	1.38	6,800	3,000	14	1.17	—	8,400	3,000	12	○			
10	小金井市	4.50	15.00	17,000	6,600	51	1.66	13,000	—	14	1.10	—	10,300	—	12	○			
11	小平市	4.53	9.60	17,500	5,400	51	1.67	9,800	—	14	1.20	—	14,900	—	12	○			
12	日野市	4.80	10.00	18,600	9,000	51	1.20	6,000	—	14	1.20	—	12,000	—	12	○			
13	東村山市	4.50	—	21,000	12,000	51	1.50	8,400	—	14	1.50	—	13,000	—	12	○			
14	国分寺市	4.35	—	28,000	—	51	1.25	12,000	—	14	0.95	—	14,000	—	12	○			
15	国立市	4.50	—	24,000	—	51	1.40	7,000	—	14	1.30	—	9,600	—	12	○			
16	福生市	4.70	—	24,000	—	51	1.80	11,000	—	14	1.30	—	11,000	—	12	○			
17	狛江市	5.05	10.00	19,200	2,000	51	1.50	13,500	—	14	1.17	—	11,000	—	12	○			
18	東大和市	5.01	10.00	20,500	2,000	51	1.60	7,500	—	14	1.75	—	10,000	—	12	○			
19	清瀬市	5.30	11.00	24,000	16,000	51	1.17	4,000	—	14	1.80	—	15,000	—	12	○			
20	東久留米市	4.28	—	26,700	6,000	51	1.30	10,000	2,500	14	1.15	—	8,600	4,300	12	○			
21	武蔵村山市	4.97	6.00	15,400	7,800	51	1.40	8,000	—	14	1.36	—	11,000	—	12	○			
22	多摩市	4.20	—	23,800	—	51	1.40	10,000	—	14	1.20	—	9,000	—	12	○			
23	稲城市	4.62	—	22,600	—	51	1.18	5,500	—	14	2.19	—	13,100	—	12	○			
24	羽村市	5.10	—	23,000	—	51	1.40	7,800	—	14	1.20	—	11,000	—	12	○			
25	あきる野市	4.12	15.00	15,600	10,800	51	1.40	8,400	—	14	1.40	—	9,400	—	12	○			
26	西東京市	5.41	—	19,800	11,800	51	1.38	6,500	—	14	1.64	—	14,300	—	12	○			
	市部平均	4.69	11.29	21,439	8,523	51	1.50	8,313	2,750	14	1.39	—	11,321	3,650	12	26			

※網掛け部分は平成25年度から改定されている。

議案第27号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成26年2月26日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税の課税限度額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第22条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第27号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保する必要があるため、国民健康保険税の課税限度額を改定するものである。

2 改正内容

課税限度額の改定

(1) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定

14万円を16万円に改める（第2条第3項、第22条）。

(2) 介護納付金課税額の課税限度額の改定

12万円を14万円に改める（第2条第4項、第22条）。

3 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する（付則第1項）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額) 第2条 省略 2 省略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.6万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1.6万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.4万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>1.4万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.6万円を超える場合には、1.6万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.4万円を超える場合には、1.4万円）の合算額とする。 (1) } 省略 (3)</p>	<p>(課税額) 第2条 省略 2 省略 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.4万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1.4万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>1.2万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>1.2万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.4万円を超える場合には、1.4万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が1.2万円を超える場合には、1.2万円）の合算額とする。 (1) } 省略 (3)</p>	<p>後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定 介護納付金課税額の限度額の改定 介護納付金課税額の限度額の改定</p>

付 則
(施行期日)

- | | |
|--|--|
| <p>1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> | |
|--|--|

議案第28号

小金井市立清里山荘の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成26年2月26日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 小金井市立清里山荘
位置 山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番1
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社旺栄
所在地 東京都北区王子本町一丁目4番13号
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(提案理由)

小金井市立清里山荘に係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第28号資料1

株式会社旺栄の概要

- 1 設 立 昭和51年2月19日
- 2 設 立 目 的
 - (1) 学校寮管理運営業務
 - (2) 建物総合管理業務
 - (3) 警備業務
 - (4) 図書及び事務用器具の販売業
 - (5) 出版及び印刷業
 - (6) 煙草の販売業
 - (7) 飲食店及び給食業務受託業務
 - (8) 食料品の販売業
 - (9) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - (10) 損害保険会社に対する特定証券業務の委託のあっせん及び支援に関する業務
 - (11) 不動産の賃貸、売買、仲介、あっせん業
 - (12) 総合リース業
 - (13) 日本語・美術・服装・動物等の文化に関する各種学校の経営
 - (14) 前各号に附帯する一切の業務
- 3 資 本 金 100,000,000円
- 4 売 上 高 2,426,346,091円
- 5 従 業 員 数 383人
- 6 主な事業実績 北区立文化センター
北区立赤羽スポーツの森公園競技場
江戸川区立総合体育館
中野区軽井沢少年自然の家
佐野市市民保養施設レイクサイド佐野
加須市健康ふれあいセンターいなほの湯
白岡市B&G海洋センター

議案第28号資料2

指定管理者候補者の選定経過

- 1 公募の公表
市報平成25年10月15日号及び市ホームページで募集の公表
- 2 現地説明会の開催
平成25年10月25日（金）午後1時から清里山荘研修室で実施
- 3 質問書の提出期日
平成25年11月5日（火）
- 4 質問書の回答
平成25年11月11日（月）に市ホームページで回答
- 5 応募書類の提出
平成25年11月12日（火）から11月19日（火）まで
- 6 応募団体数
4団体
- 7 指定管理者選定委員会
 - (1) 第1次審査 平成25年12月3日（火）3団体合格
 - (2) 第2次審査 平成25年12月18日（水）指定管理者候補者の選定
- 8 選定理由等
指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、株式会社旺栄が総合評価において第1位となり、指定管理者候補者として最適と判断した。

なお、以下の点が優れている。

- (1) 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有していること。
- (2) ビル管理専門会社として、老朽化しつつある施設の安定的な管理が期待でき、利用者のサービス向上につながること。

また、今後以下の点を要望する。

- (1) 提案されているサービスの向上及び利用促進の実現化を、全社を挙げて図っていただきたい。

したがって、上記答申のとおり、株式会社旺栄を指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者の候補者	指定管理者の候補者以外の団体（合計得点順）	
		株式会社 旺栄	A	B
1 適正な管理運営の確保				
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。	75	50	49	47
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。				
3 個人情報の保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。				
2 事業者の現状と実績				
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。	100	65	62	65
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。				
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。				
7 障害者の雇用等、福祉的雇用についての取組みをしていること。				
3 サービスの向上				
8 サービス向上を実現する具体的な計画があること。	150	100	102	102
9 利用促進を図る具体的な計画があること。				
10 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。				
11 施設の設定備や機能を十分活用していること。				
12 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。				
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。				
4 効率的な運営				
14 収支の見込みと事業計画が適正かつ実現可能であること。	75	52	47	43
15 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。				
16 経費削減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。				
5 安全で安定的な施設運営の継続的提供				
17 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。	100	68	62	62
18 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。				
19 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取組を行っていること。				
20 事故の防止策がなされており、かつ、災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。				
合計	500	335	322	319

※ 評価結果は、5人の委員が100点満点で採点し、合計500点満点で比較した。

議案第29号

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

平成26年2月26日提出

小金井市長 稲葉孝彦

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置
 - (1) 名称 小金井市総合体育館
位置 小金井市関野町一丁目13番1号
 - (2) 名称 小金井市栗山公園健康運動センター
位置 小金井市中町二丁目21番1号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 TAC・FC東京・TGTS共同事業体
所在地 東京都中野区中野二丁目14番16号
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターに係る指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するものであります。

議案第29号資料1

TAC・FC東京・TGTS共同事業体の概要

1 共同事業体の代表者の名称及び所在地

株式会社東京アスレティッククラブ
東京都中野区中野二丁目14番16号

2 共同事業体の構成団体の名称及び所在地

- (1) 東京フットボールクラブ株式会社
東京都江東区猿江二丁目15番10号
- (2) 東京ガスファシリティサービス株式会社
東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

3 共同事業体の代表者及び構成団体の概要

(1) 株式会社東京アスレティッククラブ

ア 設 立 昭和44年2月6日

イ 設 立 目 的 (ア) 有価証券の投資保有

(イ) 不動産の投資保有

(ロ) 書籍・雑誌の出版及び販売

(ハ) 経済・企業の調査、分析、研究及びその調査資料の販売

(ニ) 経営・財務管理の研究、指導、顧問及びその調査資料の
販売

(ホ) 税務・税理の研究、指導、顧問及びその調査資料の販売

(ヘ) 料理店（日本料理、西洋料理、中華料理、酒類）営業

(ロ) 喫茶、軽飲食店業

(リ) スポーツセンター営業

(ニ) 心身の健康管理、体力測定及び運動処方指導

(ホ) 栄養指導及び生活指導

(ロ) 体力の測定器具、運動器具の開発、製造及び販売

(ハ) ヨット、モーターボート、その他船舶の航法の技術指導
並びに各種船舶の賃貸及び売買

(ヘ) 潜水、水上スキー、釣りの技術指導及び印刷物の発行

(ロ) 各種スポーツ用具の販売

- (イ) 旅行業
- (ロ) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、治療衛生材料の販売
- (ハ) 食品、食品添加物、装身具及び日用品雑貨の製造及び販売
- (ニ) 広告、宣伝に関する事業
- (ホ) 整骨院及び鍼灸・マッサージ業務営業所の経営
- (ヘ) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (セ) 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
- (ゼ) 警備業法に基づく施設警備・雑踏警備・機械警備・交通誘導警備・貴重品運搬警備・人の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止する業務
- (ケ) 前各号に附帯する一切の業務

ウ 資 本 金 50,000,000円

エ 売 上 高 3,575,960,281円

オ 従 業 員 数 1,302人

カ 主な事業実績 中野区立体育館（3施設）
 新宿区立元気館
 江戸川区スポーツセンター
 茨城県つくば市洞峰公園・赤塚公園
 荒川総合スポーツセンター
 西東京市スポーツ・運動施設（12施設）
 国分寺市体育施設（8施設）
 小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センター
 狛江市体育施設（9施設）
 杉並区上井草スポーツセンター
 仙台市宮城広瀬総合運動場
 仙台市葛岡温水プール
 取手市立取手グリーンスポーツセンター
 名古屋市東スポーツセンター
 名古屋市天白スポーツセンター
 熊本県阿蘇市アゼリア21

大分市営温水プール

(2) 東京フットボールクラブ株式会社

ア 設 立 平成10年10月1日

- イ 設 立 目 的
- (1) サッカーチームの経営
 - (2) サッカー・その他スポーツ競技会及び各種イベントの企画・運営・支援
 - (3) サッカー・その他スポーツの選手・コーチの養成・指導
 - (4) サッカースクール・サッカークリニックの運営・開催
 - (5) サッカー競技場等のスポーツ施設の管理・運営
 - (6) プロスポーツ選手のマネジメント業務
 - (7) キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像をつけた衣料品・文房具・装身具等）の企画・制作・販売及びこれらの著作権・商標権・意匠権の管理
 - (8) 各種放送番組、コマーシャルに関する企画・制作及びコンパクトディスク・ビデオテープ等の音楽・映像等を録音、録画した商品の企画・制作・販売
 - (9) 広告・宣伝・出版業務
 - (10) スポーツファンクラブの運営
 - (11) 前各号に附帯関連する一切の事業

ウ 資 本 金 1,065,000,000円

エ 営 業 収 益 3,865,051,000円

オ 従 業 員 数 43人

カ 主 な 事 業 実 績 杉並区上井草スポーツセンター

小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センター

(3) 東京ガスファシリティサービス株式会社

ア 設 立 昭和55年2月1日

- イ 設 立 目 的
- (1) ビルの管理及びビル管理に関するコンサルティング業務
 - (2) 電気工事業、管工事業、消防施設工事業
 - (3) エネルギー施設の運転管理保守業務
 - (4) 警備防災業務
 - (5) 駐車場の管理業務

- (加) リネンサプライ業務
- (キ) 庭園の維持管理業務
- (ク) 貨物利用運送業務
- (ケ) L P Gの保安業務に関する緊急時連絡業務
- (コ) 都市ガスの保安監視に関する業務
- (カ) 旅行業
- (キ) 損害保険の代理業
- (ク) 文書の印刷・保存及び集配業務
- (ケ) たばこ・日用雑貨品・飲食物の販売
- (コ) 公衆電話受託業務
- (カ) 携帯電話・簡易型携帯電話の販売代理店業
- (キ) 切手・印紙の売りさばき
- (ク) E T C及び飲食店の利用料金回収に関する業務
- (ケ) 労働者派遣業務
- (コ) 前各号に附帯関連する事業

ウ 資 本 金 50,000,000円

エ 売 上 高 8,663,876,000円

オ 従 業 員 数 548人

カ 主な事業実績 小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センター

指定管理者候補者の選定経過

1 公募の公表

市報平成25年10月15日号及び市ホームページで募集の公表

2 現地説明会の開催

平成25年10月28日(月)・30日(水)午後3時から総合体育館会議室で実施

3 質問書の提出期日

平成25年11月5日(火)

4 質問書の回答

平成25年11月11日(月)に市ホームページで回答

5 図面閲覧及び応募書類の提出

平成25年11月12日(火)から11月19日(火)まで

6 応募団体数

3団体(うち1団体は第1次審査後辞退)

7 指定管理者選定委員会

(1) 第1次審査 平成25年12月3日(火) 3団体合格

(2) 第2次審査 平成25年12月19日(木) 指定管理者候補者の選定

8 選定理由等

指定管理者選定委員会から次のような選定理由を付した答申を受けた。

選定に当たっては、応募団体から提出された事業計画書、年度別収支予算書、プレゼンテーション、ヒアリング等を基礎に選定基準に基づいて採点を行った結果、TAC・FC東京・TGTS共同事業体が総合評価において第1位となり、指定管理者候補者として最適と判断した。

なお、以下の点が優れている。

(1) 類似施設の管理運営の実績が豊富であること。

(2) 利用者サービスの向上に具体的計画があり、その実現を期待できること。

また、今後以下の点を要望する。

(1) 継続的・安定的なサービスの向上に努めていただきたい。

したがって、上記答申のとおり、TAC・FC東京・TGTS共同事業体を指定管理者候補者として決定した。

指定管理者選定委員会第2次審査評価結果

評価項目	配点	指定管理者の候補者	指定管理者の候補者以外の団体 (合計得点順)	
		TAC・FC東京・TGTS共同事業体	A	B (辞退)
1 適正な管理運営の確保	75	48	46	-
1 施設の設置目的にあった理念・運営方針を持っていること。				
2 施設の利用に関し公平性を維持する考え方と方策を持っていること。				
3 個人情報保護及び情報公開について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。				
2 事業者の現状と実績	100	62	67	-
4 経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。				
5 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。				
6 類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。				
7 障害者の雇用等、福祉的雇用についての取組みをしていること。				
3 サービスの向上	150	103	95	-
8 サービス向上を実現する具体的な計画があること。				
9 利用促進を図る具体的な計画があること。				
10 事業計画が施設の設置目的にかなっており、内容が適切であること。				
11 施設の設備や機能を十分活用していること。				
12 利用者要望の把握及びその対応策を講じていること。				
13 管理運営業務全般について、自らチェック・評価・改善する仕組みを有すること。				
4 効率的な運営	75	49	46	-
14 収支の見込みと事業計画が適正かつ実現可能であること。				
15 利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。				
16 経費縮減のための工夫がなされるなど効率的な運営の仕組みを有すること。				
5 安全で安定的な施設運営の継続的提供	100	65	67	-
17 施設の管理運営を行うに当たって、適切な職員配置がされ、勤務条件等関係法令が遵守されていること。				
18 施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。				
19 ごみ減量、地球温暖化対策等、環境に配慮した取組を行っていること。				
20 事故の防止策がなされており、かつ、災害、事故、突発的な傷病者が発生した場合等、緊急時の対策が十分であること。				
合計	500	327	321	-

※ 評価結果は、5人の委員が100点満点で採点し、合計500点満点で比較した。